諮問庁：防衛大臣
諮問日：令和６年９月１２日（令和６年（行情）諮問第１０１５号ないし同第１０１９号）及び令和８年３月１０日（令和８年（行情）諮問第２９６号）
答申日：令和８年１１月６日（令和８年度（行情）答申第７６０号ないし同第７６４号及び同第７６８号）
事件名：「４術校」のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件
「４術校」のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件
「４術校」のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件
「４術校」のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件
「４術校」のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件
「４術校」のうち特定の期間に作成された文書の一部開示決定に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙の１に掲げる６文書（以下、順に「本件請求文書１」ないし「本件請求文書６」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の２に掲げる１９文書（以下、順に本件請求文書１に係る「文書１」ないし「文書４」を「本件対象文書１」、本件請求文書２に係る「文書５」ないし「文書８」を「本件対象文書２」、本件請求文書３に係る「文書９」ないし「文書１１」を「本件対象文書３」、本件請求文書４に係る「文書１２」ないし「文書１４」を「本件対象文書４」、本件請求文書５に係る「文書１５」ないし「文書１７」を「本件対象文書５」、本件請求文書６に係る「文書１８」及び「文書１９」を「本件対象文書６」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別紙の３に掲げる部分を開示すべきである。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３

条の規定に基づく各開示請求に対し、令和５年５月１２日付け防官文第１０５０４号、令和６年６月１４日付け同第１３９３９号、令和５年７月２１日付け同第１５７９４号、令和６年６月１４日付け同第１３９４０号、令和５年１０月５日付け同第２０６６７号、令和６年６月１４日付け同第１３９４１号、令和５年１２月１５日付け同第２５４２８号、令和６年６月１４日付け同第１３９４２号、同年２月２２日付け同第３３９７号、同年６月１４日付け同第１３９４３号、令和３年１１月２６日付け同第１９９５３号及び令和５年２月１７日付け同第３０７９号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各開示決定及び各一部開示決定（以下、順に「原処分１」ないし「原処分１２」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消し等を求める。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（１）審査請求書

ア　諮問第１０１５号

（ア）原処分１関係

ａないしｄ　（略）

ｅ　一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

ｆないしｈ　（略）

（イ）原処分２関係

ａないしｄ　（略）

ｅ　上記ア（ア）ｅと同じ。

ｆ　（略）

ｇ　他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認するすべがないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

ｈ　（略）

イ　諮問第１０１６号

（ア）原処分３関係

ａないしｅ　（略）

（イ）原処分４関係

ａないしｄ　（略）

ｅ　上記ア（ア）ｅと同じ。

ｆ　（略）

ｇ　上記ア（イ）ｇと同じ。

ｈ　（略）

ウ　諮問第１０１７号

（ア）原処分５関係

ａないしｅ　（略）

（イ）原処分６関係

ａないしｄ　（略）

ｅ　上記ア（ア）ｅと同じ。

ｆ　（略）

ｇ　上記ア（イ）ｇと同じ。

ｈ　（略）

エ　諮問第１０１８号

（ア）原処分７関係

ａないしｆ　（略）

（イ）原処分８関係

ａないしｄ　（略）

ｅ　上記ア（ア）ｅと同じ。

ｆ　（略）

ｇ　上記ア（イ）ｇと同じ。

ｈ　（略）

オ　諮問第１０１９号

（ア）原処分９関係

ａないしｄ　（略）

ｅ　上記ア（ア）ｅと同じ。

ｆないしｈ　（略）

（イ）原処分１０関係

ａないしｄ　（略）

ｅ　上記ア（ア）ｅと同じ。

ｆ　（略）

ｇ　上記ア（イ）ｇと同じ。

ｈ　（略）

カ　諮問第２９６号

（ア）原処分１１関係

ａないしｅ　（略）

（イ）原処分１２関係

ａないしｄ　（略）

ｅ　上記ア（ア）ｅと同じ。

ｆ　（略）

ｇ　他に文書がないか確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないため、開示請求対象に漏れがないか念のため確認を求める次第である。

h　（略）

（２）意見書

諮問第２９６号

意見：１１０頁の不開示は理由がない。

１１０頁図３が不開示（下図左）（略）となっているが、情報収集活動のために中東に派遣された部隊の活動範囲は、閣議決定でオマーン湾、アラビア海北部及びバブ・エル・マンデブ海峡東側のアデン湾の三海域の公海（沿岸国の排他的経済水域を含む）と定められている（略）。

従って不開示とする理由はなく、令和７年版『防衛白書』（略）でも活動範囲の図（下図右）（略）が掲載されている。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　諮問第１０１５号（原処分１及び原処分２関係）

（１）経緯

原処分１及び原処分２に係る開示請求（以下「本件開示請求１」という。）は、本件請求文書１の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書１を特定した。

本件開示請求１については、法１１条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和５年５月１２日付け防官文第１０５０４号により、文書１について、法５条１号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分１）を行った後、令和６年６月１４日付け防官文第１３９３９号により、文書２ないし文書４について、法５条１号及び３号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分２）を行った。

諮問第１０１５号の前提となる審査請求は、原処分１及び原処分２に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分１に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約１年３か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

（２）法５条該当性について

原処分１及び原処分２において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表の該当部分のとおりであり、本件対象文書１のうち、法５条１号及び３号に該当する部分を不開示とした。

（３）審査請求人の主張について

アないしウ　（略）

エ　審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分１及び原処分２においては、本件対象文書１の法５条該当性を十分に検討した結果、上記（２）のとおり、本件対象文書１の一部が同条１号及び３号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

オないしク　（略）

ケ　審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書１のほかに本件開示請求１に係る行政文書は保有していない。

コ　以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分１及び原処分２を維持することが妥当である。

２　諮問第１０１６号（原処分３及び原処分４関係）

（１）経緯

原処分３及び原処分４に係る開示請求（以下「本件開示請求２」という。）は、本件請求文書２の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書２を特定した。

本件開示請求２については、法１１条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和５年７月２１日付け防官文第１５７９４号により、文書５について、法９条１項の規定に基づく開示決定処分（原処分３）を行った後、令和６年６月１４日付け防官文第１３９４０号により、文書６ないし文書８について、法５条１号及び３号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分４）を行った。

諮問第１０１６号の前提となる審査請求は、原処分３及び原処分４に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分３に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約１年を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

（２）法５条該当性について

原処分４において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表の該当部分のとおりであり、文書６ないし文書８のうち、法５条１号及び３号に該当する部分を不開示とした。

（３）審査請求人の主張について

アないしオ　（略）

カ　上記１（３）エと同じ（ただし、「原処分１及び原処分２」を「原処分４」に、「本件対象文書１」を「文書６ないし文書８」に、それぞれ改める。）。

キ　（略）

ク　上記１（３）ケと同じ（ただし、「本件対象文書１」を「本件対象文書２」に、「本件開示請求１」を「本件開示請求２」にそれぞれ改める。）。

ケ　（略）

コ　以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分３及び原処分４を維持することが妥当である。

３　諮問第１０１７号（原処分５及び原処分６）

（１）経緯

原処分５及び原処分６に係る開示請求（以下「本件開示請求３」という。）は、本件請求文書３の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書３を特定した。

本件開示請求３については、法１１条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和５年１０月５日付け防官文第２０６６７号により、文書９について、法９条１項の規定に基づく開示決定処分（原処分５）を行った後、令和６年６月１４日付け防官文第１３９４１号により、文書１０及び文書１１について、法５条１号及び３号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分６）を行った。

諮問第１０１７号の前提となる審査請求は、原処分５及び原処分６に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

（２）法５条該当性について

原処分６において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表の該当部分のとおりであり、文書１０及び文書１１のうち、法５条１号及び３号に該当する部分を不開示とした。

（３）審査請求人の主張について

アないしオ　（略）

カ　上記１（３）エと同じ（ただし、「原処分１及び原処分２」を「原処分６」に、「本件対象文書１」を「文書１０及び文書１１」に、それぞれ改める。）。

キ　（略）

ク　上記１（３）ケと同じ（ただし、「本件対象文書１」を「本件対象文書３」に、「本件開示請求１」を「本件開示請求３」にそれぞれ改める。）。

ケ　（略）

コ　以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分５及び原処分６を維持することが妥当である。

４　諮問第１０１８号（原処分７及び原処分８）

（１）経緯

原処分７及び原処分８に係る開示請求（以下「本件開示請求４」という。）は、本件請求文書４の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書４を特定した。

本件開示請求４については、法１１条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和５年１２月１５日付け防官文第２５４２８号により、文書１２について、法９条１項の規定に基づく開示決定処分（原処分７）を行った後、令和６年６月１４日付け防官文第１３９４２号により、文書１３及び文書１４について、法５条１号及び３号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分８）を行った。

諮問第１０１８号の前提となる審査請求は、原処分７及び原処分８に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

（２）法５条該当性について

原処分８において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表の該当部分のとおりであり、文書１３及び文書１４のうち、法５条１号及び３号に該当する部分を不開示とした。

（３）審査請求人の主張について

アないしカ　（略）

キ　上記１（３）エと同じ（ただし、「原処分１及び原処分２」を「原処分８」に、「本件対象文書１」を「文書１３及び文書１４」に、それぞれ改める。）。

ク　（略）

ケ　上記１（３）ケと同じ（ただし、「本件対象文書１」を「本件対象文書４」に、「本件開示請求１」を「本件開示請求４」にそれぞれ改める。）。

コ　以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分７及び原処分８を維持することが妥当である。

５　諮問第１０１９号（原処分９及び原処分１０）

（１）経緯

原処分９及び原処分１０に係る開示請求（以下「本件開示請求５」という。）は、本件請求文書５の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書５を特定した。

本件開示請求５については、法１１条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和６年２月２２日付け防官文第３３９７号によ

り、文書１５について、法５条１号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分９）を行った後、同年６月１４日付け防官文第１３９４３号により、文書１６及び文書１７について、法５条１号及び３号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分１０）を行った。

諮問第１０１９号の前提となる審査請求は、原処分９及び原処分１０に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

（２）法５条該当性について

原処分９及び原処分１０において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表の該当部分のとおりであり、本件対象文書５のうち、法５条１号及び３号に該当する部分を不開示とした。

（３）審査請求人の主張について

アないしウ　（略）

エ　上記１（３）エと同じ（ただし、「原処分１及び原処分２」を「原処分９及び原処分１０」に、「本件対象文書１」を「本件対象文書５」に、それぞれ改める。）。

オないしキ　（略）

ク　上記１（３）ケと同じ（ただし、「本件対象文書１」を「本件対象文書５」に、「本件開示請求１」を「本件開示請求５」にそれぞれ改める。）。

ケ　以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分９及び原処分１０を維持することが妥当である。

６　諮問第２９６号（原処分１１及び原処分１２）

（１）経緯

原処分１１及び原処分１２に係る開示請求（以下「本件開示請求６」という。）は、本件請求文書６の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書６を特定した。

本件開示請求６については、法１１条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和３年１１月２６日付け防官文第１９９５３号により、文書１８について、法９条１項の規定に基づく開示決定処分（原処分１１）を行った後、令和５年２月１７日付け防官文第３０７９号により、文書１９について、法５条１号及び３号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分１２）を行った。

諮問第２９６号の前提となる審査請求は、原処分１１及び原処分１２に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分１１及び原処分１２に対する審査請求について、審査請

求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約４年１か月及び約２年１１か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

（２）法５条該当性について

原処分１２において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表の該当部分のとおりであり、文書１９のうち、法５条１号及び３号に該当する部分を不開示とした。

（３）審査請求人の主張について

ア　上記１（３）エと同じ（ただし、「原処分１及び原処分２」を「原処分１２」に、「本件対象文書１」を「文書１９」に、それぞれ改める。）。

イ　上記１（３）ケと同じ（ただし、「本件対象文書１」を「本件対象文書６」に、「本件開示請求１」を「本件開示請求６」にそれぞれ改める。）。

ウ　審査請求人のその他の主張は、令和７年５月１４日付け情個審第１７５５号等により、情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法１９条１項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。

エ　以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分１１及び原処分１２を維持することが妥当である。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

①　令和６年９月１２日　　諮問の受理（令和６年（行情）諮問第１０１５号ないし同第１０１９号）

②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受（同上）

③　同年１０月１１日　　審議

④　令和８年３月１０日　　諮問の受理（令和８年（行情）諮問第２９６号）

⑤　同月２７日　　審議（同上）

⑥　同年４月２７日　　審査請求人から意見書を収受（同上）

⑦　同年９月１８日　　委員の交代に伴う所要の手続の実施（令和６年（行情）諮問第１０１５号ないし同第１０１９号）並びに本件対象文書の見分及び審議（令和６年（行情）諮問第１０１５号ないし同第１０１９号及び令

和８年（行情）諮問第２９６号）

⑧　同年１０月３０日　　令和６年（行情）諮問第１０１５号ないし同第１０１９号及び令和８年（行情）諮問第２９６号の併合並びに審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法５条１号及び３号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、他の文書の特定及び不開示部分の開示等を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、本件において、諮問庁は原処分３、原処分５、原処分７及び原処分１１に係る各審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

２　本件対象文書の特定の妥当性について

（１）本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア　本件各開示請求の対象は、開示請求文言にいずれも「『４術校』」と記載があったことから、審査請求人が各開示請求書に記載した文言を踏まえて、当該文書に関連して担当部署が作成・取得した行政文書ファイル等につづられた文書の全てであると解し、本件対象文書を特定した。

イ　本件対象文書は、経理、調達、補給、給養及び監理業務関係者相互の意思の疎通並びに知識及び技能の向上を図り、かつ業務の効率的推進を期することを目的として、海上自衛隊第４術科学校研究部資料課が編集し、同校が発行している部内向け図書である。

ウ　本件審査請求を受け、関係部署の書庫、倉庫及びパソコン上のファイル、共有サーバーの再度の探索を行ったが、原処分において特定した本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書は確認できなかった。

（２）以下、検討する。

本件対象文書が海上自衛隊第４術科学校において発行している部内向け図書であり、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していない旨の上記（１）並びに上記第３の１（３）ケ、同２（３）ク、同３（３）ク、同４（３）ケ、同５（３）ク及び同６（３）イの諮問庁

の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情もない。

また、諮問庁が説明する上記（１）ウの探索の範囲等について、特段の問題があるとは認められない。

したがって、防衛省において本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

３　不開示部分の不開示情報該当性について

不開示部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、別表の内容に沿う説明をするので、当審査会において本件対象文書を見分したところにより、以下検討する。

なお、原処分９に係る文書１５の１枚目及び２枚目のそれぞれ写真の顔部分並びに２枚目の一部についての不開示理由の記載が理由説明書（上記第３の５）にないため、この点につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該不開示部分の不開示理由については、別表番号１に掲げる不開示部分と同様に法５条１号に該当すると考えるとのことである。

（１）別表番号１に掲げる不開示部分について

ア　別表番号１に掲げる写真の顔部分並びに文書１５の１枚目及び２枚目のそれぞれ写真の顔部分に該当する不開示部分

（ア）別紙の３（１）に掲げる部分を除いた不開示部分

標記不開示部分は、防衛省・自衛隊の職員及び自衛官、防衛省・自衛隊以外の行政機関の職員、外国軍人並びに民間人の写真の顔部分であり、当該各部分は、法５条１号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

そこで、法５条１号ただし書該当性について検討するに当たり、上記各部分を含む自衛官等の顔写真を公にする慣行の有無、範囲等について、当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は、防衛省・自衛隊においては、自衛官のうち将官（将補以上の階級の者を指す。）の顔写真については、報道の用に供するため、報道機関等に提供しているなど、これを公にする慣行があるが、当該不開示部分における被写体である自衛官は、かかる慣行のない佐官以下の階級の者であり、また、自衛官以外の防衛省・自衛隊を含む行政機関の職員、外国軍人及び民間人についても、その写真の顔部分を公にする慣行がある事情はない旨補足説明し、これを覆すに足りる事情は認められない。

そうすると、当該不開示部分は、法令の規定により、又は慣行と

して公にされ、又は公にすることが予定されているものとは認められないので、法５条１号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該不開示部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法６条２項による部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分は、法５条１号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（イ）別紙の３（１）に掲げる不開示部分

しかしながら、標記不開示部分については、原処分で既に開示されている部分と同旨の情報が記載されており、当該不開示部分を公にしたとしても、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないので、法５条１号に該当せず、開示すべきである。

イ　文書４、文書８、文書１１、文書１４及び文書１５の２枚目及び１１２枚目並びに文書１７の１１０枚目の不開示部分（写真の顔部分を除く。）

（ア）標記不開示部分には、第４術科学校における講話等のために招へいされた部外講師の氏名、所属等が記載されていると認められる。

（イ）当該不開示部分について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

部外講師による当該講話等は、第４術科学校の入校者を対象としており、参加者を限定したものである。また、当該講話等の講師を務めた者について、これを公にする慣行はない。

（ウ）これを検討するに、当該不開示部分は、氏名及び所属等が一体として法５条１号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

次に、法５条１号ただし書該当性を検討すると、当該講話等の講師を務めたことを公にする慣行はない旨の上記（イ）の諮問庁の説明を覆すに足りる事情はなく、これを踏まえると、同号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

さらに、当該不開示部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法６条２項による部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分は、法５条１号に該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ　文書３、文書７、文書１０、文書１３及び文書１６の２９枚目の３０行目及び３１行目の不開示部分

標記不開示部分には、自衛隊における非違行為に係る判決内容が記載されていると認められる。

当該部分は、当該非違行為の当事者に係る法５条１号の個人に関する情報であって、当該個人の氏名は記載されていないものの、当該不開示部分を公にすれば、関係者等、一定範囲の者には当該個人を特定することが可能であり、当該個人にとって他者に知られたくない機微な情報が、これら一定の範囲の者に知られることになり、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法５条１号本文後段に該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められないので、不開示としたことは妥当である。

エ　その余の不開示部分

（ア）別紙の３（２）ないし（４）に掲げる部分を除いた不開示部分

標記不開示部分には、記事を寄稿した自衛官等の期別、経歴、離着任等に係る日付、年齢、家族構成等に関する情報が記載されていると認められる。

当該不開示部分は、それぞれ単独で又は原処分で開示されている寄稿者の氏名と一体として、法５条１号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当するとも認められない。また、原処分において個人識別部分である当該自衛官等の氏名が既に開示されていることから、法６条２項による部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分は、法５条１号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（イ）別紙の３（２）ないし（４）に掲げる不開示部分

しかしながら、別紙の３（２）に掲げる不開示部分については、原処分で既に開示されている部分と同旨の情報が記載されており、当該不開示部分を公にしたとしても、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないので、法５条１号に該当せず、開示すべきである。

また、別紙の３（３）に掲げる不開示部分については、原処分において既に開示されている部分から容易に推察できる内容が記載されており、当該不開示部分を公にしたとしても、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないので、法５条１号に該当せず、開示すべきである。

さらに、別紙の３（４）に掲げる不開示部分については、当審査会事務局職員をして防衛省のウェブサイト等を確認させたところ、当該不開示部分における自衛隊員の再就職状況は、防衛省のウェブサイト等において公表されており、当該不開示部分を公にしたとしても、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないので、法５条１号に該当せず、開示すべきである。

（２）別表番号２に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、教育訓練における課程数、教務回数、教育時間及び教育人数等に関する情報が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（３）別表番号３に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、ジブチ共和国との協議に関する情報が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にすることにより、我が国とジブチ共和国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（４）別表番号４に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、各術科学校における研究体制及び態勢並びに海上自衛隊の組織及び編成等に関する情報が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（５）別表番号５に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、情報収集活動水上部隊の後方支援連絡業務に関する情報が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、悪意を有する相手方をし

て、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（６）別表番号６に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、自衛隊における装備品の性能等に関する情報が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にすることにより、自衛隊の装備品の質的能力が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（７）別表番号７に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、自衛隊の後方支援等に係る運用、教育訓練等に関する情報が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、上記（５）と同様の理由により、法５条３号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（８）別表番号８に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、海上自衛隊の組織及び編成等並びに自衛隊の後方支援等に係る運用及び教育訓練に関する情報が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にすることにより、自衛隊の態勢並びに運用要領、能力及び練度が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（９）別表番号９に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、派遣海賊対処行動に係るジブチ拠点及び運用要領に関する情報が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にすることにより、ジブチ共和国との信頼関係が損なわれるおそれがあるとともに、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（１０）別表番号１０に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、防衛力の整備に係る計画に関する情報が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にすることにより、我が国の防衛体制及び防衛力の現状が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（１１）別表番号１１に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、海上自衛隊の組織及び編成等並びに自衛隊の後方支援等に係る運用に関する情報が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、上記（８）と同様の理由により、法５条３号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（１２）別表番号１２に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、海上自衛隊の施設の強度及び配置並びに自衛隊の後方支援等に係る運用に関する情報が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にすることにより、当該施設の防衛能力並びに自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（１３）別表番号１３に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、諸外国に派遣された連絡官の業務内容、米軍等の組織、米海軍が実施した図演等に関する情報が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあるとともに、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（１４）別表番号１４に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、海上自衛隊の組織及び編成等並びに他国の組織に関する情報が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあるとともに、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（１５）別表番号１５に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、海上自衛隊の組織及び編成等並びに自衛隊の後方支援等に係る運用及び教育訓練に関する情報が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、上記（８）と同様の理由により、法５条３号に該当し、同条１号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（１６）別表番号１６に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、教育訓練における課程数、教務回数、教育時間及び教育人数等に関する情報が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、上記（２）と同様の理由により、法５条３号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（１７）別表番号１７に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、ジブチ共和国との協議に関する情報が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、上記（３）と同様の理由により、法５条３号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（１８）別表番号１８に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、各術科学校における研究体制及び態勢に関する情報が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、上記（４）と同様の理由により、法５条３号に該当し、不開示としたことは妥当である。

４　審査請求人のその他の主張について

（１）審査請求人は、意見書において、文書１９の１１０ページの不開示部分ついては、不開示とする理由がない旨主張しているが、審査請求人が指摘する文書１９の１１０ページの「図３：情報収集活動の範囲」については、原処分において既に開示されているものであり、当該不開示部分には、審査請求人の指摘とは異なる内容が記載されている。

当該不開示部分の不開示事由該当性に関する当審査会の判断は、上記３（５）において述べたとおりであり、原処分が不開示としたことが妥当であるとした部分については、不開示とする理由がないとする審査請

求人の主張は採用できない。

（２）審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

５　本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法５条１号及び３号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分のうち、別紙の３に掲げる部分を除く部分は、同条１号及び３号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙の３に掲げる部分は、同条１号に該当せず、開示すべきであると判断した。

（第１部会）

委員　中里智美、委員　木村琢麿、委員　中村真由美

別紙

１　本件請求文書

（１）本件請求文書１（諮問第１０１５号）

『４術校』のうち防官文第３６８２号（２０２２．１２．２７－本本Ｂ２２７４）で残りの部分とされた全て、及び当該請求（２０２２．１２．２７－本本Ｂ２２７４）で特定された後に作成されたもの全て。

（２）本件請求文書２（諮問第１０１６号）

『４術校』のうち防官文第１０５０４号（２０２３．３．１４－本本Ｂ３２０６）で残りの部分とされた全て、及び当該請求（２０２３．３．１４－本本Ｂ３２０６）で特定された後に作成されたもの全て。

（３）本件請求文書３（諮問第１０１７号）

『４術校』のうち防官文第１５７９４号（２０２３．５．２３－本本Ｂ３５８）で残りの部分とされた全て、及び当該請求（２０２３．５．２３－本本Ｂ３５８）で特定された後に作成されたもの全て（但し第１１４号は除く）。

（４）本件請求文書４（諮問第１０１８号）

『４術校』のうち防官文第２０６６７号（２０２３．８．８－本本Ｂ１１１６）で残りの部分とされた全て、及び当該請求（２０２３．８．８－本本Ｂ１１１６）で特定された後に作成されたもの全て（但し第１１４号は除く）。

（５）本件請求文書５（諮問第１０１９号）

『４術校』のうち防官文第２５４２８号（２０２３．１０．１７－本本Ｂ１５００）で残りの部分とされた全て、及び当該文書の原本を綴っている行政文書ファイル等に綴られた他の文書の全て。

（６）本件請求文書６（諮問第２９６号）

『４術校』のうち２０２０．４．１－本本Ｂ７で特定された後に作成されたもの全て。

２　本件対象文書

（１）諮問第１０１５号

ア　原処分１関係

文書１　４術校　第１１６号（２０２２年度）（表紙及び目次のみ。）

イ　原処分２関係

文書２　４術校　第１１４号（２０２０年度）（表紙及び目次を除く。）

文書３　４術校　第１１５号（２０２１年度）（表紙、目次及び１枚目から６枚目までを除く。）

文書４　４術校　第１１６号（２０２２年度）（表紙及び目次を除

く。）

（２）諮問第１０１６号

ア　原処分３関係

文書５　４術校　第１１４号（２０２０年度）（表紙及び目次を除く。）（裏表紙のみ。）

イ　原処分４関係

文書６　４術校　第１１４号（２０２０年度）（表紙、目次及び裏表紙を除く。）

文書７　文書３と同じ。

文書８　文書４と同じ。

（３）諮問第１０１７号

ア　原処分５関係

文書９　４術校　第１１５号（２０２１年度）（表紙及び２枚目から９枚目までを除く。）（裏表紙のみ。）

イ　原処分６関係

文書１０　４術校　第１１５号（２０２１年度）（表紙、目次、１枚目から６枚目まで及び裏表紙を除く。）

文書１１　文書４と同じ。

（４）諮問第１０１８号

ア　原処分７関係

文書１２　４術校　第１１６号（２０２２年度）（表紙及び目次を除く。）（裏表紙のみ。）

イ　原処分８関係

文書１３　文書１０と同じ。

文書１４　４術校　第１１６号（２０２２年度）（表紙、目次及び裏表紙を除く。）

（５）諮問第１０１９号

ア　原処分９関係

文書１５　４術校　第１１６号（２０２２年度）（表紙、目次及び裏表紙を除く。）（２枚目及び３枚目のみ。）

イ　原処分１０関係

文書１６　文書１０と同じ。

文書１７　４術校　第１１６号（２０２２年度）（表紙、目次、２枚目、３枚目及び裏表紙を除く。）

（６）諮問第２９６号

ア　原処分１１

文書１８　４術校　第１１４号（２０２０年度）（表紙及び目次のみ。）

イ　原処分１２

文書１９　文書２と同じ。

３　開示すべき部分

（１）文書１９の８ページ、１０ページないし１２ページ及び１８ページ（上段写真の左から一人目を除く。）ないし２１ページの写真の顔部分

（２）文書１９の１０ページ、１１ページ、１８ページ、２０ページ及び２１ページの写真の説明文並びに１２ページの１６行目及び１９ページの１行目の不開示部分

（３）文書１の２枚目の不開示部分の全て

（４）文書２、文書６及び文書１９の１２ページの６行目及び１９ページの３行目の不開示部分

別表（不開示とした部分及び理由）

番号	文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書１	１枚目ないし３枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法５条１号に該当するため不開示とした。
	文書２及び文書６	１枚目ないし５枚目、７ページ、１８ページ、３０ページ、３４ページないし３６ページ、４０ページ、４４ページ、４９ページ、５４ページ、５８ページ、６２ページ、６４ページ、６８ページ、７１ページ、７３ページ、７５ページ、７８ページ、８０ページ、８４ページ、８５ページ、８７ページ、８９ページ、９１ページ、９６ページ、１０６ページ、１１１ページ、１１２ページ、１１４ページ、１１６ページ及び１１７ページのそれぞれ写真の顔部分	
		８ページ、９ページ、１１ページないし１３ページ、１９ページ、２９ページ、３５ページ、３６ページ、４４ページ、４９ページ、５４ページ、５８ページないし６２ページ、６４ページ、９１ページ、１０６ページ、１１１ページ及び１２２ページのそれぞれ一部	

	文書３、文書７、文書１０、文書１３及び文書１６	５枚目、７枚目、１１枚目、１４枚目、１５枚目、２８枚目、３２枚目、３５枚目、３８枚目、４２枚目、４５枚目、４７枚目ないし４９枚目、５２枚目ないし５４枚目、５７枚目、５８枚目、６２枚目、６６枚目、６７枚目、６９枚目、７４枚目、７５枚目、７７枚目、７８枚目、８７枚目、８９枚目ないし９１枚目、１０３枚目及び１０７枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの、既に公にされているもの及び法５条１号ただし書イに該当するものを除く。）	
		７枚目、１１枚目、１５枚目、２０枚目、２１枚目、２８枚目、２９枚目、４５枚目、５２枚目、５５枚目、５８枚目、７８枚目、８２枚目、８７枚目、９１枚目、１０３枚目、１０４枚目及び１０７枚目のそれぞれ一部	
		８３枚目ないし８６枚目のそれぞれページ番号を除く全て	
	文書４、文書８、文書	１枚目ないし８枚目、１４枚目、２１枚目、	

	１１及び文書１４	２６枚目、２９枚目ないし３１枚目、３３枚目、３４枚目、４２枚目、４３枚目、４５枚目、４９枚目、５２枚目、５７枚目、６３枚目、６６枚目、６９枚目ないし７２枚目、７４枚目、７６枚目、７８枚目、８０枚目、８２枚目、８５枚目、８９枚目、９２枚目ないし９４枚目、９６枚目、９７枚目、１０１枚目、１０２枚目、１０７枚目、１０８枚目及び１１１枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの、既に公にされているもの及び法５条１号ただし書イに該当するものを除く。）	
		２枚目、１５枚目、１６枚目、１９枚目、２６枚目、３３枚目、３７枚目、４２枚目、４３枚目、４５枚目、４９枚目、６３枚目、６４枚目、６６枚目、６９枚目、７２枚目、７６枚目、７８枚目、７９枚目、８５枚目、９５枚目、９６枚目、１０２枚目、１０６枚目、１０８枚目、１１	

		１枚目及び１１２枚目のそれぞれ一部	
	文書１７	１枚目ないし６枚目、１２枚目、１９枚目、２４枚目、２７枚目ないし２９枚目、３１枚目、３２枚目、４０枚目、４１枚目、４３枚目、４７枚目、５０枚目、５５枚目、６１枚目、６４枚目、６７枚目ないし７０枚目、７２枚目、７４枚目、７６枚目、７８枚目、８０枚目、８３枚目、８７枚目、９０枚目ないし９２枚目、９４枚目、９５枚目、９９枚目、１００枚目、１０５枚目、１０６枚目及び１０９枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの、既に公にされているもの及び法５条１号ただし書イに該当するものを除く。）	
		１３枚目、１４枚目、１７枚目、２４枚目、３１枚目、３５枚目、４０枚目、４１枚目、４３枚目、４７枚目、６１枚目、６２枚目、６４枚目、６７枚目、７０枚目、７４枚目、７６枚目、７７枚目、８３枚目、９３枚目、	

		９４枚目、１００枚目、１０４枚目、１０６枚目、１０９枚目及び１１０枚目のそれぞれ一部	
	文書１９	１枚目ないし５枚目、７ページ、８ページ、１０ページないし１２ページ、１８ページないし２１ページ、３０ページ、３４ページないし３６ページ、４０ページ、４４ページ、４９ページ、５４ページ、５８ページ、６２ページ、６４ページ、６８ページ、７１ページ、７３ページ、７５ページ、７８ページ、８０ページ、８４ページ、８５ページ、８７ページ、８９ページ、９１ページ、９６ページ、１０６ページ、１１１ページ、１１２ページ、１１４ページ、１１６ページ及び１１７ページのそれぞれ写真の顔部分	
		８ページないし１３ページ、１８ページないし２１ページ、２９ページ、３５ページ、３６ページ、４４ページ、４９ページ、５４ページ、５８ページないし６２ページ、６４	

		ページ、９１ページ、１０６ページ、１１１ページ及び１２２ページのそれぞれ一部	
２	文書２及び文書６	２９ページ、３５ページ、４７ページ、５７ページ、７３ページ、７８ページ及び１０４ページのそれぞれ一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
３	文書２及び文書６	３７ページの一部	他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
４	文書２及び文書６	９１ページないし９３ページのそれぞれ一部	自衛隊の組織、編成、定員、現員に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
	文書３、文書７、文書１０、文書１３及び文書１６	１０枚目、１１枚目、２９枚目、４５枚目、７５枚目ないし７７枚目及び８１枚目のそれぞれ一部	
	文書４、文書８、文書１１及び文書１４	１４枚目、２６枚目、３７枚目、５５枚目、５８枚目、６７枚目、６８枚目、７２枚目及び７５枚目のそれぞれ一部	
	文書１７	１２枚目、２４枚目、３５枚目、５３枚目、５６枚目、６５枚目、６６枚目、７０枚目及び７３枚目のそれぞれ	

		一部	
5	文書２、文書６及び文書１９	１０８ページ及び１１０ページのそれぞれ一部	自衛隊の行動及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
6	文書３、文書７、文書１０、文書１３及び文書１６	４枚目、５枚目及び９枚目のそれぞれ一部	自衛隊の装備品に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の装備品の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
7	文書３、文書７、文書１０、文書１３及び文書１６	８枚目、１６枚目、１７枚目、３５枚目ないし３７枚目、３９枚目、４０枚目、４２枚目、４７枚目、４９枚目、５０枚目、５６枚目、５７枚目、６２枚目ないし７４枚目、８０枚目、９１枚目、９２枚目及び９９枚目ないし１０１枚目のそれぞれ一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
		９３枚目ないし９８枚目のそれぞれ取扱い区分及びページ番号を除く全て	
		１０２枚目の取扱い区	

		分を除く全て	
	文書４、文書８、文書１１及び文書１４	４枚目、２１枚目ないし２５枚目、２７枚目、２８枚目、３１枚目ないし３３枚目、３８枚目、４１枚目、４５枚目、４７枚目、４８枚目、５２枚目、５４枚目、６０枚目、６３枚目、６４枚目、６６枚目、７９枚目、８７枚目、８９枚目ないし９２枚目、９６枚目、１０８枚目、１０９枚目及び１１１枚目のそれぞれ一部	
	文書１７	２枚目、１９枚目ないし２３枚目、２５枚目、２６枚目、２９枚目ないし３１枚目、３６枚目、３９枚目、４３枚目、４５枚目、４６枚目、５０枚目、５２枚目、５８枚目、６１枚目、６２枚目、６４枚目、７７枚目、８５枚目、８７枚目ないし９０枚目、９４枚目、１０６枚目、１０７枚目及び１０９枚目のそれぞれ一部	
８	文書３	５２枚目、５４枚目、５５枚目、７８枚目及び７９枚目のそれぞれ一部	自衛隊の組織、編成、定員、現員に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察されるおそれ、また自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、

			これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすとともに自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
９	文書３、文書７、文書１０、文書１３及び文書１６	５３枚目の一部	他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあるとともに、自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
１０	文書４、文書８、文書１１及び文書１４	１０枚目、１２枚目及び１８枚目のそれぞれ一部	自衛隊の運用及び防衛力の整備に係る計画に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国の防衛体制及び防衛力の現状が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
	文書１７	８枚目、１０枚目及び１６枚目のそれぞれ一部	
１１	文書４、文書８、文書１１及び文	３０枚目、３４枚目、４６枚目、４９枚目、５０枚目及び５７枚目	自衛隊の組織、編成、定員、現員に関する情報であり、これを公にすることにより、自

	書１４	のそれぞれ一部	衛隊の態勢が推察されるおそれがあるとともに、自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
	文書１７	２８枚目、３２枚目、４４枚目、４７枚目、４８枚目及び５５枚目のそれぞれ一部	
１２	文書４、文書８、文書１１及び文書１４	５３枚目の一部	自衛隊の施設の強度又は配置に関する情報であり、これを公にすることにより、当該施設の防衛能力が推察されるおそれがあるとともに、自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
	文書１７	５１枚目の一部	
１３	文書４、文書８、文書１１及び文書１４	９３枚目、９４枚目及び９７枚目ないし１０１枚目のそれぞれ一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国と
	文書１７	９１枚目、９２枚目及び９５枚目ないし９９枚目のそれぞれ一部	

			の信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
１４	文書４、文書８、文書１１及び文書１４	９５枚目の一部	自衛隊の組織、編成、定員、現員に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察されるおそれがあるとともに、他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
	文書１７	９３枚目の一部	
１５	文書７、文書１０、文書１３及び文書１６	５２枚目、５４枚目、５５枚目、７８枚目及び７９枚目のそれぞれ一部	自衛隊の組織、編成、定員、現員に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察されるおそれ、また自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすとともに自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条１号及び３号に該当するため不開示とした。
１６	文書１９	２９ページ、３５ページ、４７ページ、５７ページ、７３ページ、７８ページ及び１０４ページのそれぞれ一部	自衛隊の教育・訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあること

			から、法５条３号に該当するため不開示とした。
１７	文書１９	３７ページの一部	他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
１８	文書１９	９１ページないし９３ページのそれぞれ一部	自衛隊の組織・編成・定員・現員等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。

※ページ数については、本件対象文書の中央下部に記載されたページ数を示す。

※文書３、文書７、文書１０、文書１３及び文書１６の枚数の表記は、令和５年２月２４日付け防官文第３６８２号で決定した１枚目ないし６枚目を除いて記載している。